

杉並区資金管理方針

杉 並 区

杉並区資金管理方針

杉並区は、資金を安全かつ効率的に保管運用するために、杉並区資金管理方針を次のように定める。

1 方針の目的

会計管理者が管理する資金（歳計現金・歳入歳出外現金、運用基金及び積立基金に属する現金）は、本方針に基づき、安全性の確保を最重要視するとともに、流動性を確保し、あわせて効率的な資金管理を行うことを目的とする。また、資金管理を通じて、「杉並区基本構想」の実現に寄与していくこととする。

2 資金管理の基本原則

(1) 資金管理の基本的視点

- ① 元本を確実に保全し「安全性」を確保する。
- ② 支払準備金に支障が生じないよう「流動性」の確保に努める。
- ③ 運用の収益性に配慮し「効率性」の確保に努める。
- ④ 「杉並区基本構想」の実現への寄与に努める。

(2) 保管・運用の原則

資金の保管・運用にあたっては、決済性が要求される支払準備金等は、流動性預金での運用を中心とするが、その他の資金については、定期性預金や債券等での運用を行う。定期性預金や債券等での保管・運用を行う場合には、満期又は償還期限までの保有を原則とする。

ただし、次の場合に限り、運用中の預金の解約又は債券の売却を行うことができる。

- ① 公金の安全性を確保するために必要な場合
- ② 流動性を確保するためにやむを得ない場合
- ③ 効率性を確実に向上させることができる場合

(3) 競争性の導入

資金の保管・運用にあたっては、金融機関等による引き合いなどの公平・公正な競争を導入し、効率性を高める方法を採用する。

3 資金管理の具体的方法

(1) 資金運用方針及び実績の報告

- ① 会計管理者は、毎年度、資金の保管及び運用の方針（資金管理計画）を作成し、区長に報告するとともに、区民へ公表する。
- ② 会計管理者は、毎年度終了後、資金運用実績を区長に報告するとともに、区民へ公表する。

(2) 金融商品の運用期間

運用にあたっては、基金管理の安定性や金利情勢等を考慮しながら、選択する。各商品の運用期間は、次のとおりとする。

- ① 預金
運用期間は原則1年を上限とする。
- ② 債券その他の商品
運用期間は原則10年を上限とする。

(3) 金融商品の選択

- ① 歳計現金・歳入歳出外現金
 - ア 支払準備金は、最も流動性に富んだ保管が要求されるため、普通預金などの流動性預金により指定金融機関に預け入れる。
 - イ 支払準備に支障のない範囲で長めの運用を図ることができる資金については、指定金融機関等における定期性預金などにより運用を行う。
- ② 運用基金
当該基金は、日々の支払いや貸付に使用するため流動性が要求されることから、原則として、指定金融機関の流動性預金で運用する。
- ③ 積立基金
 - ア 原則として、元本償還の安全性が高い商品の中から収益性の高い債券等での長期運用を行うが、一定割合は定期性または流動性預金で運用を行う。
 - イ 財務状況の変動に対応するため、基金全体に占める預金の比率は、最低10%を維持する。
 - ウ 債券運用にあたっては、債券総額に占める国債、政府保証債、地方債、財投機関債等公共債の割合を原則50%以上とする。
 - エ 事業債の中で、ESG債として発行されるものについては、公共債に準ずる債券として位置づけ、上記ウの公共債の割合に含める。
※ESG債とは、環境課題や社会的課題の解決に向けた事業への資金を調達する債券のことで、杉並区基本構想が「重要な視点」とするSDGs（持続可能な開発目標）との関連性が高いもの。
 - オ 上記イ、ウ、エの基準で運用した残余については、資金管理計画に定める基準を満たしている債券その他の金融商品で運用することができる。

(4) 分散運用

- ① 運用にあたっては、特定の金融機関や金融商品に集中しないように分散して行う。
- ② 分散運用を図るうえで、必要に応じ、一金融機関あたりの預金額等の上限を設けるとともに、満期日や償還日を分散して流動性を確保する。

4 金融機関の選択

(1) 資金運用先である金融機関の選択

- ① 取引金融機関は、財務の健全性や地域性、当区との関わりを考慮して選択する。
- ② 金融機関の選択にあたっては、「自己資本比率」、「不良債権比率」、「格付け」等

の指標に基づき、経営状況を分析し、預け入れ先を決定する。

(2) 経営状況の分析

資金の預け入れ先である金融機関の経営状況は、3月、9月の決算期のほか、四半期ごと公表される情報をもとに、健全性、流動性及び効率性の観点から分析を行う。

また、必要に応じ、金融機関にヒヤリングを行い、情報収集に努める。

(3) 預金の対応

(1) 及び (2) の経営状況の分析結果を元に、預入期間、預入金額の制限や、新規預金の制限、中途解約などの対応を検討した結果、一定の制約を加える場合は、基金管理監の意見を聞き、会計管理者が判断する。

(4) 預金債権の借入金債務等との相殺

金融機関の破綻時においては、当区の預金債権が存在し、借入金債務等がある場合に相殺により保全する。

5 資金管理を行うための体制

会計管理者は、安全かつ効率的な資金管理を行うため、基金の管理、預金の預け入れ及び解約、金融商品の購入及び処分に関して、基金管理監の技術的な助言を得ることとする。

6 資金管理方針の見直し

この方針は、必要に応じて見直しを行うものとする。

7 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則（施行期日）

本方針は、平成18年1月6日から施行する。

附則

本方針は、平成19年4月1日から施行する。

附則

本方針は、平成20年4月1日から施行する。

附則

本方針は、平成20年12月17日から施行する。

附則

本方針は、平成22年4月1日から施行する。

附則

本方針は、平成24年4月1日から施行する。

附則

本方針は、平成28年4月1日から施行する。

附則

本方針は、令和4年4月1日から施行する。

附則

本方針は、令和5年4月1日から施行する。

附則

本方針は、令和6年4月1日から施行する。